

# 令和6年第4回農業委員会総会議事録

開催年月日	令和6年4月24日(水)					
開催場所	白岡市役所4階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者	開会	午前	9時00分	議長	進藤 貴一	
	閉会	午前	9時58分	議長	進藤 貴一	
議長	進藤 貴一	臨時議長		仮議長		
委員 出席 状況	農業委員			推進委員		
	席次番号	氏名	出欠	席次番号	氏名	出欠
	1	関山 功一	出席	1	齋藤 光則	出席
	2	岡安 広	出席	2	賀嶋 功	出席
	3	中村 信明	出席	3	依田 正次	欠席
	4	進藤 貴一	出席	4	渡邊 明子	出席
	5	町田 一二	出席	5	小林 一夫	出席
	6	八木澤 君子	出席	6	千葉 佳織	出席
	7	江原 健治	出席	7	安野 和好	出席
	8	神田 潔	出席	8	清水 清	出席
	9	吉田 敏雄	出席	9	今泉 志江	出席
	10	齋藤 美佐夫	出席			
	11	大山 峰夫	出席			
	12	大橋 進	出席			
	13	江口 泰夫	出席		出席者	22名
14	山下 幸一	出席		欠席者	1名	
議事参与制限 を受ける委員		会長からの 出席要請者		農政課		
事務局	事務局長	細井 勝己		主幹	水野 慶之助	
	主査	塩村 孝太郎		主事	大原 康平	
	主事	菊地 広基		主事		
説明員	事務局長	細井 勝己		主査	新井 和久	
	主査	塩村 孝太郎		主事	菊地 広基	
会議次第	別添のとおり		配布資料		別添のとおり	

#### 審議事項

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (2) 農地利用最適化推進委員の辞任について

#### 協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (4) 令和6年度事業関係予算について
- (5) 令和6年度白岡市農業委員会活動計画（案）について
- (6) その他

議 事 の 経 過

発言者	議題・発言内容・決定事項
<p>局長</p>	<p>皆さんおはようございます。4月の人事異動により異動がございましたので、異動となった職員について紹介をさせていただきます。</p> <p>(局長より異動者を紹介)</p> <p>2点目でございますが、新聞やテレビ等で御覧になられた方もいらっしゃると思いますが、非常に大量の廃棄物と見られる瓦礫が不法投棄された事件の経過につきまして御報告申し上げます。</p> <p>令和6年4月19日の金曜日の朝、近隣住民から久喜警察署に圏央道近くの柴山地内の市道2箇所瓦礫が不法投棄され、山積みになっていると通報があり、久喜警察署が現場確認を行ったところ、市道上であることから、市に連絡が入ったところでございます。連絡を受け、当日及び22日の月曜日に、市、埼玉県警察本部、久喜警察署、埼玉県東部環境事務所及び撤去処分予定業者が立ち会いまして、現場確認を行い、現場2路線を通行止めするとともに、瓦礫の量、内容物を確認いたしました。その結果、量は1箇所あたり高さ1.8メートル、幅約5メートル、長さ約7メートルで、約20立方メートル、計40立方メートル。内容物は、目視の範囲でございますが、土砂、木片、ガラス片、タイル片、コンクリート片、銀、銅が混ざっている状況でございます。その後、現場は飛散防止としてブルーシートを覆う処置を施しております。</p> <p>道路を塞ぐ不法投棄という悪質性から、撤去処分予定者が瓦礫の一部を採取して、現在、詳細な成分分析を行っているところでございます。分析結果が判明次第、早急かつ適切に撤去し、市道の閉塞を解消し、早期の開通を目指したいと考えております。</p> <p>通行止めにより、ご不便をおかけし誠に申し訳ございません。今しばらくお待ちいただきたいと存じます。</p> <p>なお現在、久喜警察署において事件簿に受付をし、事件として捜査中でありまして、1日も早い原因者の発見を願っているところでございます。この事件を受けまして、今後は市と久喜警察署とで連携を図りパトロールを強化するとともに、市といたしましても、部署の連携を密に図りながら独自で現場パトロールを実施してまいります。また、農業委員の皆様や推進委員の皆様におかれましても、アンテナを高くするなり現場の見回り等を密にいただきまして、御協力の方をいただければと思っております。</p> <p>以上、簡単ではございますけれども、現時点における報告でございます。ありがとうございます。</p> <p>それでは、おはようございます。改めまして、定刻となりましたので、ただ今から、令和6年第4回農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>あいさつ (省略)</p>
<p>局長</p>	<p>本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくをお願いいたします。</p>

<p>局長</p>	<p>なお、傍聴人に申し上げます。お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>現在、出席者は農業委員14名、推進委員8名でございます。こののちは、農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【開会 午前9時00分】</p> <p>議長 現在出席委員14名であり定足数に達しておりますので、これから第4回総会を開会いたします。議事録署名委員に吉田委員、齋藤委員を指名いたします。</p>
<p><u>日程第1 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について</u></p>	
<p>議長</p>	<p>日程第1 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見についてを議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は4件でございます。</p> <p>総会資料の2ページ目を御覧願います。</p> <p>番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から賃貸借権を設定し、既存の駐車場と一体的な駐車場として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、貨物自動車運送業を運営しており、群馬県を中心に配送業務を営んでおります。配送物の数量増加に伴い、配送車の駐車場不足を解消するため、今回申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われれます。</p> <p>番号2につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、駐車場として利用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、産業廃棄物の運送及び処理等の業務を営んでおります。本社の増築を計画しており、本社駐車場のスペースが減少するため、別の場所に駐車スペースを確保する必要があり、申請地と購入予定の宅地を一体利用し、駐車場の利用効率を良くするため、今回申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われれます。</p> <p>番号3につきましては、譲受人が、譲渡人から贈与により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、家族3人で市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、</p>

<p>事務局</p>	<p>将来の子育てを考え、実家から近く、また、近くに保育園のある場所に自己用住宅を建築したいと考えたことから、今回申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、第1種農地に該当し、通常不許可となりますが、例外規定として地域の農業の振興に資する施設があり、その1つとして住宅施設が該当するため、農地転用が可能となります。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われまます。</p> <p>番号4につきましては、譲受人が、譲渡人から使用貸借権を設定し、自己用住宅として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、実家が近く、将来的に高齢になっていく両親のサポートができること、また、今後子供が生まれた際に両親や姉に子育てのサポートをしてもらうことを考慮し、父の居住地に隣接している申請地に自己用住宅を持ちたいと考え、今回申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われまます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を◎◎委員にお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>それでは、ただいま事務局より説明がありました、今回申請の1-1、1-2、大字下大崎○○○□□□○○、□□□○○○○の5条申請について、今月20日に現地を確認いたしました。</p> <p>現地につきましては、現地案内図番号1のとおりです。なお、申請地は10ha以上の集団農地とは認められず、また、現地は○○□□□○○にほぼ面しておりまして、北側300メートルには○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○があり、交通の利便性に適している場所でございます。さらに、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○や○○○○○○○○など、申請地から300メートルの範囲に存在しております。ただ、この申請地の北側と西側に面した道路は○○○○○○○○になっており、さらに、車の車幅通行制限を設置されておりますので、駐車場の造成工事の時や駐車場の出入口の取り付け場所については、各関係機関と協議を行い、○○○に支障のないよう指導が必要と思われまます。</p> <p>なお、転用理由等につきましては、事務局の説明のとおりでございます。</p> <p>また、申請地は現在、農地として使用されており、違反等はございません。</p> <p>従いまして、この案件につきましては、転用理由や転用についてはやむを得ないと判断いたしました。皆様の御審議をお願いいたします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、番号2の現地確認の報告を◎◎委員にお願いいたします。</p>

<p>委員</p>	<p>今回申請の議案第11号、番号2-1、農地法第5条の規定による許可申請について、4月18日に現地調査をいたしましたので状況を説明いたします。</p> <p>申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、周辺には工業団地が隣接し、〇〇〇〇〇〇〇〇線が走り、申請地周辺には住宅が点在しております。</p> <p>内容については、事務局の説明どおりでございます。</p> <p>現地案内参考図2ページを御覧ください。縦に細長い□㎡の申請地を既存宅地と一体利用するもので、申請地は除草も綺麗にされており、違反等はありませんでした。</p> <p>従いまして、この案件については、転用理由や申請地の状況から、転用についてはやむを得ないものと判断いたしました。皆様の御審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、番号3の現地確認の報告を◎◎委員をお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>今回申請の11-3、場所は図面のとおりです。上野田〇〇〇〇□□□〇□、5条申請について12日に現地を確認しました。また、周辺は住宅地として使用されており、今後の市街化、住宅地として発展する可能性が高い場所です。さらに、申請地は〇〇〇、〇〇〇から500メートル以内であり、市街化の著しい地域です。</p> <p>なお、転用の理由については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>また、申請地は現在農地として使用されており、違反等はされておりません。</p> <p>従いまして、この案件については、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。皆様の御審議をお願いいたします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、番号4の現地確認の報告を◎◎委員をお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>今回申請の番号4-1、大字寺塚〇〇〇□□□〇□□〇〇、農地法第5条申請について20日に現地を確認いたしました。地図の4ページです。申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、周辺には主に住宅地として使用されており、今後も住宅地として発展する可能性の高い場所にあります。さらに申請地は、〇〇、〇〇〇、〇〇、〇〇〇などが1キロ圏内にあり、市街化が著しい区域であります。</p> <p>なお、転用の理由については、事務局の説明のとおりになります。</p> <p>また、申請地は農地として使用されており、違反等はされておりませんでした。</p> <p>従いまして、転用の理由については、付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。本案については、事務局の説明および担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつ</p>

議長	つ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。  [異議等なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第11号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第2 議案第12号 農地利用最適化推進委員の辞任について</u>	
議長	日程第2 議案第12号 農地利用最適化推進委員の辞任についてを議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第12号 農地利用最適化推進委員の辞任につきまして、御説明いたします。総会資料の3ページ目を御覧願います。 令和6年4月12日付で◎◎◎◎委員の辞任願が提出されております。辞任理由につきましては、一身上の都合ということで承っております。 つきましては、農地利用最適化推進委員の辞任に関してですが、農業委員会等に関する法律第23条の規定により、農業委員会の同意を得て辞任することができるとなっております。本人から今回、農地利用最適化推進委員の辞任について願いがあつたため、お諮りするものでございます。 なお、最初に申し上げましたが、辞任の理由につきましては、提出された辞任願に一身上の都合とありましたことをお伝えさせていただければと思います。 以上、審議の程お願いいたします。
議長	説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	今、定数がですね、9名ということで1人辞任するという事は1人減になるんですが、補充というのはあるんでしょうか。
事務局	今回、辞任の方が同意を得られた場合につきましては、おっしゃるとおり、1名欠けて8名になってしまうというところで、残りの任期も2年弱あるというところがございます。それを踏まえまして、補充の方向で公募の方をさせていただきまして、今回お辞めになるのが日勝地区ですので、日勝地区限定で募集させていただくというふうに考えております。
委員	ありがとうございました。
議長	他はよろしいでしょうか。  [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。 お諮りします。本案については、辞任に同意することで御異議ございませんか。  [異議等なしという声あり]

議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第12号については、辞任に同意することに決定いたします。</p> <p>引き続き協議報告会を開催いたします。</p>
<p><u>協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分</u></p> <p><u>協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分</u></p>	
議長	<p>協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分についてを事務局から説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分についてでございますが、今回報告は1件でございます。</p> <p>総会資料の5ページ目を御覧願います。</p> <p>番号1につきましては、共同住宅敷のための転用です。</p> <p>続きまして、協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分についてでございますが、今回報告は2件でございます。</p> <p>総会資料の6ページ目を御覧願います。</p> <p>番号1及び2につきましては、住宅敷のための転用です。</p> <p>簡単ですが、説明は以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
<p><u>協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知について</u></p>	
議長	<p>続きまして、協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局から説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、今回報告は1件でございます。</p> <p>総会資料の7ページ目を御覧願います。</p> <p>番号1につきましては、令和6年3月16日に解約があったものです。</p> <p>理由は、貸主と借主の間で合意による解約が成立したためです。</p> <p>簡単ですが、説明は以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>

#### 協議報告事項4 令和6年度事業関係予算について

議長 続きますので、協議報告事項4 令和6年度事業関係予算についてに移ります。事務局から内容説明をいたさせます。

事務局 協議報告事項4 令和6年度事業関係予算について御説明いたします。令和6年度事業関係予算につきまして、8から11ページを御覧願います。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費といたしまして、3千135万3千円。

詳細につきましては、細かいところもありますので、予算書のとおり、それぞれ3つの事業費の内訳となっております。

また、2から4及び6目の農政課予算につきましては、合算で2億897万円。

こちらも詳細につきましては、予算書のとおりとなっております。

農林水産業費全体としましては、農業委員会費と農政課費合わせまして、合計で2億4千32万3千円の予算となっております。

簡単ですが、説明は以上です。

議長 説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

委員 1点お伺いします。10ページの農業振興費、「説明」の中に「新生児誕生お祝い事業」というのがあるんですけど、これは今まで無かったような気がしますが、これは中身はどういう内容なのでしょうか。

農政課 こちらの事業は、昨年度から実施させていただいておりまして、白岡市内で新生児が生まれた家庭に対しまして、白岡市内産の特別栽培米の方をお祝いということで5kg券3枚を交付させていただいておりまして、新生児、子供の食育支援と特別栽培米の提供という、農業支援の2つの側面から、昨年度から実施しているものでございます。これは、5年くらい前にも実施しまして、5年間実施して終了しましたが、再度、農業者さんの方からも実施していただきたいというお話と、児童を担当している子育て支援課から、県の事業でこの事業を行った場合に、県の方からも保育に関するギフト品をいただけるという事業を合わせて使うことができるということで、昨年度から実施しているものでございます。これにつきましては、引き続き今年度も実施予定でございまして、今後も続けていきたいと考えております。

委員 昨年度から始まったということなんですね。昨年、予算資料が農業委員会だけしか無かったので、見比べができなくて申し訳ない。

議長 他にはございますか。

[質疑等なしという声あり]

議長 質疑なしと認めます。

#### 協議報告事項5 令和6年度白岡市農業委員会活動計画(案)について

議長	続きますして、協議報告事項5 令和6年度白岡市農業委員会活動計画（案）についてに移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項5 令和6年度白岡市農業委員会活動計画（案）につきまして御説明いたします。 12ページ目を御覧願います。 今年度の農業委員会の活動計画の一覧となっております。この中で特に一番下、5の「農業振興関係・その他」のうち⑥の地域計画については、今年度を目途にという形で伺っておりますので、委員の皆様等に御協力いただく部分も増えてくるかと思えます。 簡単ですが、説明は以上です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。

#### 協議報告事項6 その他について

議長	続きますして、協議報告事項6 その他に移ります。事務局から内容説明いたさせます。
事務局	協議報告事項6 その他につきまして御説明いたします。 まず、来月の農地パトロールについてでございますが、5月14日、関山委員と大橋委員及び篠津地区の推進委員です。5月24日、岡安委員と大山地区推進委員、2つの日程となっております。日程変更を行った場合につきましては、事務局の方まで御連絡いただければと思えますので、よろしく願いいたします。 あとは、活動記録簿について、御提出ありがとうございます。なお、4月分につきましては、先月の総会でお渡しさせていただいた新しい様式の方で御利用いただければと思えますので、お手数ですが、来月以降の提出は、新しい冊子の方の記入いただいたものをいただければと思えます。 最後に、来月の総会についてでございます。 5月24日の金曜日、午前9時からを予定しております。議事録署名委員の吉田委員、齋藤委員につきましては、来月署名の方をいただければと思えますので、よろしく願いいたします。 以上で、協議報告事項6 他を終わります。
議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。

委員	先月ですね、タブレット端末を我々に支給されたわけですが、今後の利用の進行具合とか研修だとか、そういうのはどのようなスケジュールになっているか教えてください。
事務局	<p>今お話しがあったとおり、タブレット端末につきましては、先月の総会で触り程度になってしまいうんですが、説明会の方を実施させていただきまして、少し触っていただく期間の方を設けさせていただきたいというところで、皆さんの方にお預けしているような形になっております。また、正式にもう少し踏み込んだ説明会と言いますか、それにつきまして別途予定はしているんですけども、実際、まだ皆様にすぐ来月やりますという御案内はできていない状況です。</p> <p>一応、新しい機能等が追加されているところがあるようですので、その辺を踏まえて、もう少し踏み込んだ説明会を実施させていただいて、実際、業務にどのように使うかというところも踏まえて、お話しさせていただければということで、予定はしております。時期については、現在未定という形です。</p>
委員	概要は分かりました。ただ我々は練習で少し使っておりますが、中身を見ると、航空写真を見たり、個々の水田の地権者とか耕作者の情報が古いです。この情報はいつ更新されるのでしょうか。
事務局	こちらにつきましては、担当のSEがおりまして、そちらの方と連携を取りながらシステムの更新を進めているところではあります。なかなか思うように更新ができていないのが実情でして、更新を忘れていたとかではなく、今準備中という段階です。
議長	他にはどうですか。
委員	更新を準備しているというお話がありましたけれども、具体的にいつ頃完了しますか。
事務局	具体的な時期につきましては、SEと調整中ではあるんですけども、なるべく早くということで要望はしているんですが、なかなか実情として進んでいないという形です。
委員	その更新は令和5年度分の更新ですか。それとも、令和4年度分の更新ですか。その件は分かりますか。
事務局	更新のタイミングに寄ると思うんですけども、その時点での最新版という形で更新の方を予定しています。したがって、4年度よりは直近の5年度に近いものの更新という予定です。

委員	<p>担当の方が、どうしてそのような曖昧な返答になるのでしょうか。SEが相手でも、その資料を提出するのは事務局が提出するものであると思います。だから、曖昧な返事ではなくて、もう少し具体的なものが欲しいです。</p>
事務局	<p>具体的なものと仰いますと、具体的な御質問をいただいてもよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>例えば、令和4年度分を更新します、令和5年度分を更新しますっていう、そのようなことです。数字を知りたいです。今のタブレットの内容は、だいぶ古い内容が記載されているんですね。速やかに更新して欲しいです。その、最新版にして欲しいということです。</p>
事務局	<p>先程の説明が足りなかったかもしれないんですが、更新のタイミングでの最新のもので更新をするという予定ではあります。今で言うと直近だと5年度になるので、5年度での更新を予定しております。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等がございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: center;">[終了 午前9時58分]</p>